

地籍調査をご存知ですか。

皆さんは、いま住んでいる地域がどのようなになっているかご存知ですか。

以前から、札幌市だけでなく全国的にも、法務局の登記資料と現地の状況が合わない地域がありました。

最近、年月の経過などにより、矛盾が表面化してきており、現地と資料等が一致した正確な地図の必要性が生じています。

このことから、土地に関する戸籍調査とも言ふべき基礎調査の「地籍調査」は、一筆ごとの土地について登記簿に記載されている事項を調査し、さらに、境界などの測量を行い辺長・面積・位置等を明確にする最も基本的な調査です。

そして、「地籍調査」が完了すると正確な地籍簿と地籍図ができあがり、法務局の土地登記簿が書き改められ、地図が備え付けられます。

よろしくご協力ください。

予告なく起こる災害

災害は、私達の家も土地も、そして道路まで破壊してしまいます。

もし、正確に復元できる土地の資料が無ければ、災害からの復興も遅れてしまいます。

日ごろから、お互いに境界確認された正確な資料や地図が整備されていると安心です。

「地籍調査」によって完成された地図は災害復旧を始め、各種の街づくり(公共事業)や、個人で利用することもでき、多岐にわたる利用が可能になります。



さっぽろ市
02-M08-00-476
12-2-58

〔問い合わせ先〕

札幌市建設局管理部管理測量課(地籍調査)

電話(011)211-2562

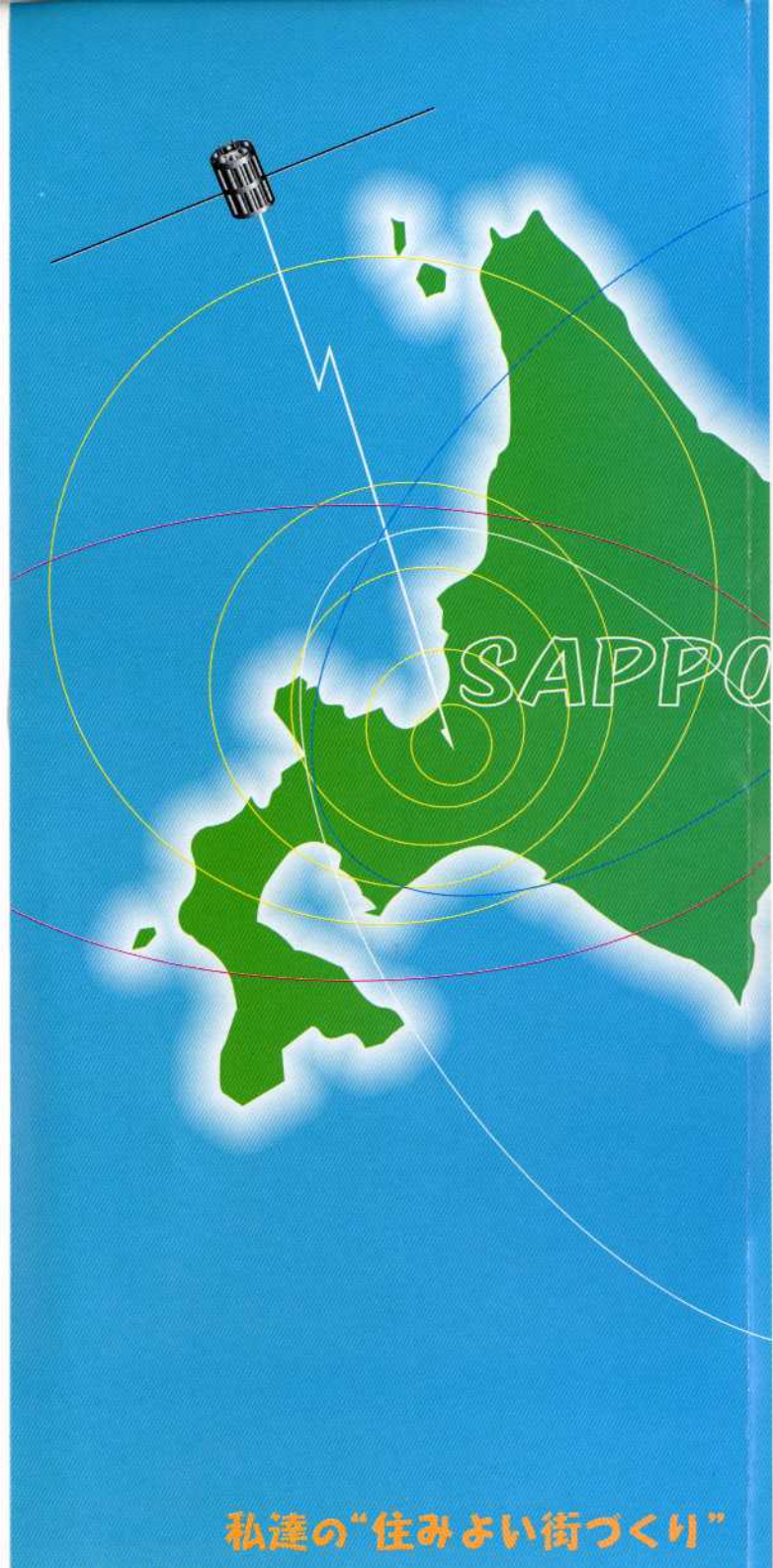


この紙は再生紙を使用しております。

どうなってますか?
あなたの土地

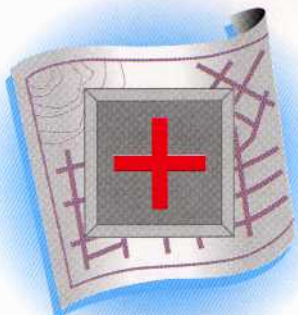
さっぽろの

地籍調査



地籍調査のご案内

地籍調査で、住みよい街づくり



基準点の設置

国家三角点及び札幌市の公共基準点を骨格とした、地籍図根点等を設置します。



現地調査

土地所有者等に確認した境界点等を基準点から一筆ごとの土地を正確に測量し、確認された境界点は数値化(公共座標)します。



説明会

現地調査の結果に基づき、皆様の土地の状況を説明します。



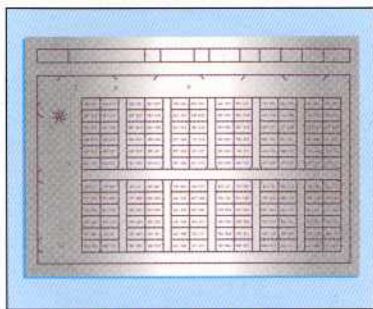
現地立会

説明会の資料に基づき、土地所有者等の立会などにより、現地において境界点等の確認を得ます。



成果の閲覧・確認

現地立会・確認していただいた結果から、地籍図・地籍簿(案)ができ上がり、間違いがないか確認していただく期間です。



地籍調査の完了

こうしてでき上がった正確な地図・簿冊は、法務局に送付され、土地登記簿が書き改められ、地図が備え付けられます。

基準になるものは……?

区域内に配置された地籍図根点等を基に一筆ごとの土地を調査測量し、境界確認された点は数値(公共座標)に置き換えられ、その結果、高い精度の地図ができ上がります。

費用はかかるの……?

「地籍調査」に必要な費用は国・道・市が負担して行い、住民の負担はありません。

地図ができ上がると、どんな利点があるの……?

- 法務局に新しい地図が備え付けられ、皆様の土地(財産)が安心して維持できます。
- 境界杭が無くなった場合、資料が整備されていると復元が容易にできます。
- 土地の売買や分筆を行う場合、測量費用の軽減と時間の節約になります。
- 境界が明確になることで将来、土地に関するトラブルも未然に防止することができます。